

幼児教育・保育の無償化の御案内

【対象者】

○共働き世帯のこどもなど「保育の必要性の認定」を受けた、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している就学前のこども

※「保育の必要性の認定」には、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくは裏面「認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるには？」を御確認ください。

※認可保育所、認定こども園、幼稚園を利用している方は、認可外保育施設等に係る利用料は無償化の対象外です。ただし、預かり保育を実施していない幼稚園等（市内の施設では市立幼稚園が該当）を利用している場合は、認可外保育施設等に係る利用料も無償化の対象となります。

【内 容】

○月額上限4万300円までの利用料が無償化されます。

○市町村民税非課税世帯に限り、0歳から2歳までのこどもも対象となり、月額上限4万5,700円までが無償化されます。

※鈴鹿市立幼稚園を利用している方は、月額上限1万2,300円までが無償化されます。

※利用料は、これまでどおり認可外保育施設等にお支払いいただき、後日、請求に基づき利用料（上限額の範囲内）を給付します。請求手続については、別途、御案内します。

【対象となる施設・事業】

○認可外保育施設に加えて、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業に係る利用料も無償化の対象となります。

※複数の施設、事業を利用された場合、利用料の合計額が月額4万0,300円（2歳児以下は月額4万5,700円）を上限に無償化されます。

※ファミリー・サポート・センター事業は送迎のみの利用は対象外となります。

【手 続】

○無償化には、認定申請の手続が必要となりますので、鈴鹿市こども育成課又は御利用の施設に御連絡ください。

※無償化の対象となるのは、原則、認定後の利用に係る利用料となります。

※無償化の認定を受けた場合は、認可外保育施設等を利用する際に、認定を受けていることを申し出てください。

※認可外保育施設等から発行される「領収証、提供証明書」は請求の際に必要となりますので、大切に保管してください。

認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるには？

※認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

【対象者】

無償化の対象となるためには、父母ともに「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
※満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していないこどもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。

【保育の必要性の認定の要件等】

状況	必要書類	認定期間	備考
就労している方	就労証明書(鈴鹿市指定の様式)	提出書類の内容(雇用期間等)に基づき決定	・月間60時間以上の就労時間が必要 ・給料の発生しない就労は不可 ・事業所が記入し証明 ・勤務先、勤務内容等に変更があった場合はその都度提出が必要 ・雇用更新の確認、勤務実績の確認等が必要な場合は、その都度提出を求めます
出産前後の方	母子手帳の表紙(母の氏名が記入されている箇所)及び出産予定日が分かるページの写し	出産予定月の2月前から出産日の翌日から起算して8週間後の属する月の月末まで	
病気・けが・障がいを持っている方	診断書(鈴鹿市指定の様式)又は障害者手帳等の写し	提出書類の内容(治療期間等)に基づき決定	
親族を常に介護している方	介護・看護等による申立書(鈴鹿市指定の様式)及び介護が必要であることが分かる書類(診断書(鈴鹿市指定の様式)、障害者手帳等の写し)	提出書類の内容(治療期間等)に基づき決定	
災害復旧に当たっている方	罹災証明書等保護者が災害復旧に当たっていることが分かる書類	提出書類の内容に基づき決定	
求職活動中の方	約束書(鈴鹿市指定の様式)	最長90日間	・70日以内に就労し、就労証明書の提出が必要
就学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)及び時間割等の就学時間が分かる書類	提出書類の内容(在学期間等)に基づき決定	

問合せ先：〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市こども政策部こども育成課（市役所本館11階）

TEL:059-382-7606 MAIL : kodomoikusei@city.suzuka.lg.jp